

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1

府省庁名	法務省	予算事業名	総合法律支援の充実強化		番号	1
担当部局名	大臣官房司法法制部	上位施策事業名	司法制度改革の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続		
担当課・係名	司法法制課総合法律支援係			継続		
事業開始年度	平成18年度	根拠法	総合法律支援法			
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載					
事業概要	目的 (何のために)	・総合法律支援の実施に係る日本司法支援センターの運営及び国選弁護士確保業務のため				
	対象 (誰・何を対象に)	日本司法支援センター				
	事業内容 (手段・手法など)	・日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき、司法へのアクセス障害を解消することなどを目指して、平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した独立行政法人に準じた法人である。また、その業務は、情報等の提供、民事法律扶助、国選弁護人の確保、司法過疎対策、犯罪被害者支援及び関係機関との連携・強化などを内容としている。				
	事業の必要性	(上記各施策は、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現し、自由かつ公正な社会の形成に資するものであり、必要不可欠なものである。) ・国は、総合法律支援法第11条により、同法第8条が国の責務として定める総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策を実施するための必要な法制上又は財政上の措置等を講じる必要がある。				
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)			
	事業費	26,206	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数	
	人件費		担当正職員	千円		人
	総計	26,206	臨時職員他	千円		人
事業費	年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合			
	H18(実績)	8,920				
	H19(実績)	17,713				
	H20(補正後)	19,482				
平成21年度事業費内訳 (算定根拠)	(項) 司法制度改革推進費：15,799百万円 国選弁護士等の選任に関する業務を委託するための経費等 (項) 日本司法支援センター運営費：10,407百万円 日本司法支援センターの業務運営経費 【算定根拠】 ・民事法律扶助事業経費及び国選弁護士確保事業経費は、直近の実績件数等に基づく。					

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	総合法律支援の充実強化			番号 1
担当部局名	大臣官房司法法制部	上位施策 事業名	司法制度改革の推進			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	司法法制課総合法律 支援係					継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	民事法律扶助代理援助実績件数	件	32,768	68,910		
	被告人国選弁護事件受理件数	件	37,717	71,305		
	司法過疎対策地域事務所設置数	力所	6	9		
単位当りコスト (事業費/活動指標)						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	日弁連と協力して、地方裁判所支部管轄単位で弁護士がゼロか1人しかいない、いわゆる「ゼロワン地域」を解消して、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に取り組む。					
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	司法過疎対策業務	力所	38	27		
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	民事法律扶助業務については、件数も年々増加していることから、資力の乏しい方が法的サービスを受けられる機会が多くなっており、また、司法過疎対策業務については、司法過疎地域が減少していることから、総合法律支援の実施の成果が現れている。					
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)						
特記事項 (事業の沿革 等)	平成14年3月に司法制度改革推進計画が閣議決定され、民事法律扶助の拡充や被疑者・被告人の公的弁護制度の整備を行うことが計画された。この計画に基づき、身近で利用しやすく、適正・迅速で、信頼の出来る司法制度の構築を目指す司法制度改革が行われることとなり、その重要な柱の一つとして平成16年6月に総合法律支援法が公布され、平成18年4月に日本司法支援センターが設立され、総合法律支援の実施及び体制整備を行っている。					

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1				
府省庁名	法務省	予算事業名	裁判員制度の啓発推進	
				番号 2
担当部局名	刑事局	上位施策 事業名	司法制度改革の推進	
担当課・係名	総務課・裁判員制度啓 発推進室		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 継続	
事業開始年度	平成16年度	根拠法	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等	
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他			
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載			
事業概要	目的 (何のために)	国民に対し、裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続、事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し、裁判員制度についての疑問・不安等を払拭すると同時に制度への理解を深化させ、裁判員裁判への主体的参加を促す。		
	対象 (誰・何を対象に)	国民		
	事業内容 (手段・手法など)	制度説明会の実施、ポスター・パンフレットの制作、交通広告の実施等。		
	事業の必要性	裁判員制度は、国民に全く新たな義務を課すものであることから、国民に対し、裁判員制度の意義及び内容を正確に伝え、制度施行前に、制度に対する不安・負担感を確実に払拭し、制度への参加意識の醸成を図っていく必要がある。		
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）	
	事業費	280	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)
	人件費	0	担当正職員	千円
	総計	280	臨時職員他	千円
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合	
	H18(実績)	323		
	H19(実績)	326		
	H20(補正後)	337		
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	(項) 司法制度改革推進費 (大事項) 裁判員制度の啓発推進に必要な経費 279,785千円 裁判員制度の啓発推進に必要な経費 【算定根拠】ポスター・パンフレット等の印刷製本費や広報実施経費等は見積 あるいは契約実績に基づく。			

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	裁判員制度の啓発推進			番号 2
担当部局名	刑事局	上位施策 事業名	司法制度改革の推進			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	総務課・裁判員制度 啓発推進室					継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	裁判員制度の啓発推進状況	千円	322,867	326,094	336,846	
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	裁判員制度の啓発推進状況	千円	322,867	326,094	336,846	
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	平成20年1月から2月に最高裁判所が実施した「裁判員制度に関する意識調査」の結果でも、調査方法が異なり、単純な比較はできないものの、制度を「知っている」とする者は約95%に、「裁判員として参加する」とする者も、辞退できる70歳以上を除くと約65%に達するなど、認知率、参加応諾率ともに一定の成果が表れており、裁判員制度を円滑に実施できる状況は整いつつある。今後も、制度の意義等を広く周知し、制度に対する関心を高めるとともに、国民の不安・負担感を軽減させることを主たる目標とする広報・啓発活動を推進し、裁判員としての参加応諾率を全体の7割以上にする(20歳以上対象)。					
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	国民の裁判員制度に対する認知率	%	80	95	—	
	国民の裁判員としての参加応諾率	%	65	65	—	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	依然、裁判員になることへの不安や懸念を抱いている国民も少なくないが、全国の検察庁が裁判員制度の説明会終了後、参加者に対し、説明会の効果を把握するために実施しているアンケート調査において、「今日の説明により、裁判員として参加することについての不安が、少しでも軽くなりましたか。」という質問に、「はい」と答えた参加者が、約70%、「いいえ」と答えた参加者が、約30%という結果が表れており、制度についての詳しい情報を提供することにより、裁判員になることへの不安が軽減される傾向もあることから、今後も、制度の意義等を広く周知し、制度に対する関心を高めるとともに、国民の不安・負担感を軽減させることを主たる目標とする広報・啓発活動を推進し、国民に進んで参加してもらえるよう参加意識の醸成に取り組む必要がある。					
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)						
特記事項 (事業の沿革 等)						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1				
府省庁名	法務省	予算事業名	司法試験の実施	番号 3
担当部局名	大臣官房	上位施策 事業名	司法制度改革の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	人事課			継続
事業開始年度	昭和24年度	根拠法	司法試験法	
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他			
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載			
	(株)ICSコンベンションデザインなど			
事業概要	目的 (何のために)	裁判官、検察官又は弁護士となろうとするものに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定		
	対象 (誰・何を対象に)	司法試験出願者		
	事業内容 (手段・手法など)	1 試験の実施方法 新司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。 旧司法試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第一次試験は、大学卒業程度において一般教養科目について短答式及び論文式による筆記の方法により、第二次試験は、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法によりそれぞれ行う。 2 合格者の決定方法 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定する。		
	事業の必要性	法曹となろうとするものに必要な学識等を有するかどうかを判定する国家試験を実施する必要がある。		
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）	
	事業費	567	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)
	人件費	33	担当正職員	千円
	総計	600	臨時職員他	32,893 千円
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合	
	H18(実績)	326		
	H19(実績)	427		
	H20(補正後)	493		
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	(項) 司法制度改革推進費 471,935千円 司法試験の実施に必要な経費 (項) 法務行政情報化推進費128,252千円 司法試験総合管理システムの保守料等 計 600,187千円 【積算根拠】・民間委託経費等は見積あるいは契約実績に基づく			

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	司法試験の実施			番号 3
担当部局名	大臣官房	上位施策 事業名	司法制度改革の推進			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	人事課					継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	新司法試験受験予定者数	人	2,125	5,280	7,710	
	旧司法試験第一次試験受験予 定者数	人	471	471	369	
	旧司法試験第二次試験受験予 定者数	人	35,782	28,016	21,994	
単位当りコスト (事業費/活動指標)						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)						
特記事項 (事業の沿革 等)						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1

府省庁名	法務省	予算事業名	裁判外紛争解決手続の利用促進		番号	4
担当部局名	大臣官房司法法制部	上位施策事業名	司法制度改革の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続		
担当課・係名	紛争解決業務認証係			継続		
事業開始年度	平成19年度	根拠法	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律			
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載					
事業概要	目的 (何のために)	民間事業者からの申請に基づき、法定の基準・要件に適合する適正な民間紛争解決手続の業務を認証しその情報を広く公表すること等により、紛争の当事者が安じてその解決を図るためのふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資する。				
	対象 (誰・何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間紛争解決手続を業として行う者 ・認証紛争解決事業者 ・裁判外紛争解決手続の利用を考えている者 				
	事業内容 (手段・手法など)	<p>【認証申請の審査】 申請者が行う民間紛争解決手続の業務について、法で規定する16項目の認証基準への適合性ととともに、これらの基準を満たしつつ業務を行なうのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎の有無を審査する。</p> <p>【認証紛争解決事業者の監督】 認証紛争解決事業者の業務の適正な運用を確保するために、その実態を把握するとともに、必要に応じて報告徴求や立入検査を行い、その結果により措置勧告、措置命令又は認証の取消しといった不利益処分を講じる。</p> <p>【認証紛争解決手続の情報の提供】 認証紛争解決事業者の業務に関する情報（事業者が提供するサービスの内容、費用等）について、インターネット等を利用して公表するなどして周知する。</p>				
	事業の必要性	我が国の社会構造が事後チェック救済型に移行していくのに伴い、国民の紛争解決のニーズも多様化しているところ、民間事業者の行う紛争解決手続が、国民の権利利益の適切な実現に資するものとなるためには、多様な民間紛争解決手続の業務を認証しその情報を国民に提供するとともに、その業務が適正に実施される体制を確保する必要がある。				
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）			
	事業費	14	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数	
	人件費		担当正職員	千円		人
	総計	14	臨時職員他	千円		人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合			
	H18(実績)	21				
	H19(実績)	25				
	H20(補正後)	26				
平成21年度事業費内訳 (算定根拠)	(項) 司法制度改革推進費 14,099千円 ADR認証制度等の実施経費【算定根拠】・認証申請件数等を考慮した見積及び契約実績等に基づく					

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	裁判外紛争解決手続の利用促進			番号 4
担当部局名	大臣官房司法法制部	上位施策 事業名	司法制度改革の推進			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	紛争解決業務認証係					継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	認証処分件数	件		10	14	
単位当りコスト (事業費/活動指標)						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	国民が多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため、そのニーズに応じた認証紛争解決事業者を増やし、その取扱う紛争の範囲を多様なものとする。					
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	認証紛争解決事業者数	事業者		10	24	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	民間事業者からの認証申請に向けての相談を受けるとともに、的確な認証申請の審査を実施し、前年より多くの認証処分を行った結果、認証紛争解決事業者数が増えるとともに、その取扱う紛争の範囲も多様化し、一層国民の紛争解決のニーズに対応することが可能となった。また、今後も認証紛争解決事業者は増加する傾向にあり、これらのことから、本事業の成果が現れている。					
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)						
特記事項 (事業の沿革 等)	平成14年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画において、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため、裁判外紛争解決手続について拡充・活性化を図るための措置を講ずることとされた。これを受け、一連の司法制度改革関連法の一つとして、平成16年12月に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が公布され、平成19年4月に施行されたことに伴い、同法に規定する民間紛争解決手続の業務の認証の制度が開始された。					

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	法務省	予算事業名	法教育の推進等	番号 5	
担当部局名	大臣官房司法法制部	上位施策事業名	司法制度改革の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	司法制度第三係			継続	
事業開始年度	平成18年度	根拠法	司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	法やルールを身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件整備を行う。			
	対象 (誰・何を対象に)	法律専門家ではない一般の人々			
	事業内容 (手段・手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会を実施し、法教育の推進を図る。 ・国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行う。 			
	事業の必要性	事前規制型社会から事後チェック型社会への変化の中にあっては、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し、その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法を支えるために能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。そのためには、法や司法に関する学習機会を充実させるなど法教育の推進を図る必要がある。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	16	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費		担当正職員	千円	人
総計	16	臨時職員他	千円	人	
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	19			
	H19(実績)	16			
	H20(補正後)	16			
平成21年度事業費内訳 (算定根拠)	(項) 司法制度改革推進費15,574千円 法教育の実施等に必要な経費 【算定根拠】・協議会実施計画等を考慮した見積及び契約実績等に基づく				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	法教育の推進等			番号	5
担当部局名	大臣官房司法法制部	上位施策 事業名	司法制度改革の推進			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	司法制度第三係					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	法教育推進協議会	回	18	12	20		
	法教育シンポジウム	回	1	1	1		
単位当りコスト (事業費/活動指標)							
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)							
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>法教育は、現段階では未だ十分に浸透しているとは言い難く、国民一般へ理解を 広める必要があるほか、今後は、国民にとって最も身近で学習の必要性が高い私 法分野における法教育とその教材の在り方や、子供の成長や発達の過程に配慮し た法教育の具体的な在り方について重点的に検討する必要がある。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)							
特記事項 (事業の沿革 等)							

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書 - 1					
府省庁名	法務省	予算事業名	債権管理回収業審査監督		番号 6
担当部局名	大臣官房司法法制部	上位施策 事業名	国民の財産や身分関係の保護	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	審査監督課			継続	
事業開始年度	平成10年度	根拠法	債権管理回収業に関する特別措置法		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図り、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。			
	対象 (誰・何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> ・債権回収会社 ・債権管理回収業の営業の許可についての申請会社 ・債権回収会社から債務の履行を求められている債務者等 			
	事業内容 (手段・手法など)	申請会社に対する許可審査及び債権回収会社に対する立入検査を実施するとともに、債務者等からの苦情に基づき、債権回収会社に違法・不当な回収行為が見られた場合には、適切に業務改善命令などの行政処分措置を講じる。			
	事業の必要性	<p>我が国の経済の健全な発展のためには、金融システムの安定化・再生が何よりも重要であり、そのためには、金融機関等の抱える不良債権処理を早急に処理する必要がある。そこで、不良債権処理の重要なインフラである債権回収会社に対する適切な監督を行うことにより、債権回収過程の適正確保及び国民経済の健全な発展がもたらされることになる。</p> <p>また、債権回収会社の業務は、不良債権処理及び債権流動化の促進並びに倒産処理の促進等、今後もより一層その役割が拡大するとともに、債権回収会社の数も増加することが見込まれることから、その適正な運営の確保を維持していく必要がある。</p>			
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)		
	事業費	9	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費		担当正職員	千円	人
総計	9	臨時職員他	千円	人	
事業費	年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	28			
	H19(実績)	20			
	H20(補正後)	17			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	<p>(項) 債権管理回収業審査監督費9,283千円 不良債権の迅速・円滑な処理を促進するとともに、債権管理回収業務の適正を確保するための債権回収監督制度の運営に必要な経費 【算定根拠】・立入検査実施率、営業許可審査件数及び行政処分件数を考慮した見積及び契約実績等に基づく</p>				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2							
府省庁名	法務省	予算事業名	債権管理回収業審査監督			番号	6
担当部局名	大臣官房司法法制部	上位施策事業名	国民の財産や身分関係の保護			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	審査監督課					継続	
活動実績 (H20については補正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	立入検査実施率 (H20年度指標はH20年12月末現在)	%	37.6	42	27.5		
	営業許可審査件数 (H20年度指標はH20年12月末現在)	件	10	2	4		
	行政処分件数 (H20年度指標はH20年12月末現在)	件	2	2	0		
単当たりコスト (事業費/活動指標)							
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	立入検査実施率 (H20年度指標はH20年12月末現在)	%	37.6	42	27.5		
	営業許可審査件数 (H20年度指標はH20年12月末現在)	件	10	2	4		
	行政処分件数 (H20年度指標はH20年12月末現在)	件	2	2	0		
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか定量的な評価で示す)	<p>債権回収という業務の性質上、暴力団等の反社会的勢力が参入することや、債務者等に対する過酷な債権取立て等が行われる懸念があるところ、このような懸念が現実化することのないよう、許可審査を厳正にするとともに債権回収会社に対する立入検査を実施すること及び債務者等からの苦情申立てを端緒とする事実調査を実施すること等により債権回収会社の適正な監督を行う必要がある。</p> <p>このような観点から現状を評価したところ、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関する事実等特に問題となる事項は認められなかった。このことから、現行の許可申請における審査並びに債権回収会社に対する立入検査の実施及び債務者等からの苦情に対する事実調査の実施が効果的であって、債権回収会社における暴力団等反社会的勢力排除の趣旨が徹底されており、過酷な債権取立てを防止することに寄与できたものと評価することができる。</p> <p>今後も相当数の許可申請の増加が見込まれることから、許可申請については、引き続き厳正な審査を実施するとともに、より効果的な立入検査を検討してそれらを実行し、その結果、債権回収会社に違法・不当な回収行為等が認められた場合には、必要な行政指導・行政処分を行うことによって、より適正な監督を行っていく予定である。</p>						
	事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>債権管理回収業の許可審査、債権回収会社に対する立入検査及び行政処分等、債権管理回収業に関する審査監督が適切かつ効率的に行われたことにより、債権回収会社の業務運営の適正が確保され、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するという目的を達成していることを踏まえ、債権管理回収業の審査監督について、引き続き推進することとする。</p>					
比較参考値 (諸外国での類似事業など)							
特記事項 (事業の沿革等)	<p>債権回収会社（サービサー）制度は、「債権管理回収業に関する特別措置法」が議員立法により、第143回国会に提出され成立し、同11年2月1日から施行されたことにより導入されたものである。</p> <p>この法律は、これまで弁護士以外の者が他人の債権の回収を業として行うことは弁護士法により禁止されていたところ、その特例として、法務大臣の許可を受けた民間業者に債権管理回収業を解禁したものである。</p>						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書 - 1					
府省庁名	法務省	予算事業名	法務行政情報化推進に必要な経費	番号 7	
担当部局名	官房秘書課 等	上位施策 事業名	法務行政情報化の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	情報管理室 等			継続	
事業開始年度		根拠法			
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
	新日鉄ソリューションズ株式会社 等				
事業概要	目的 (何のために)	法務行政の情報化を推進するため			
	対象 (誰・何を対象に)	法務省が運用する情報システム			
	事業内容 (手段・手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト抑制の下で内部管理業務等を含めた行政の情報化及び業務・システムの最適化に必要な回線容量の拡張とネットワークに接続する機関の拡大を推進する。 ・法務行政の情報化を推進するために必要な各システムの構築、改修、運用管理等を行う。 			
	事業の必要性	IT技術の有効活用により、法務行政の情報化を推進し、行政の簡素化・効率化を実現するとともに、国民の利便性確保・行政サービスの向上を図る必要がある。			
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)		
	事業費	1,270	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費		担当正職員	千円	人
	総計	1,270	臨時職員他	千円	人
事業費	年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	1,224			
	H19(実績)	1,174			
	H20(補正後)	1,209			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	(項) 法務行政情報化推進費 1,270,459千円 法務行政情報化推進に必要な経費【算定根拠】・機器更新や民間委託経費等は見積あるいは契約実績に基づく				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	法務行政情報化推進に必要な経費			番号	7
担当部局名	官房秘書課 等	上位施策 事業名	法務行政情報化の推進			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	情報管理室 等					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	接続機関等の数	機関	803	1,020	1,292		
単位当りコスト (事業費/活動指標)							
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>法務本省と所管各庁を結ぶ広域ネットワークである「法務省情報ネットワーク（法務省NW）」について、平成17年度から平成20年度までに約1040か所の機関等を新規接続したほか、55の機関の回線容量を拡張した。</p> <p>平成21年度においては、9か所の機関等を新規接続するとともに、152か所の回線容量の拡張を行うことを目標としている。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	接続機関等の数	機関	803	1,020	1,292		
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>当省では、電子政府構築のための推進支援体制を充実・強化して、法務本省と所管各庁等を結ぶ広域ネットワークである「法務省情報ネットワーク（法務省NW）」に接続する機関等の拡大及び回線容量の拡張等、当省における業務・システムの効率化等を着実に推進しているところであり、今後も同様の取組みを推進する。</p> <p>また、国民の利便性、行政サービス向上に関しては、各種オンライン申請手続等の行政サービスを安定して国民に提供するため、情報システムの安定稼働の確保に努めるとともに、問合せ窓口の拡充等を図る。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)							
特記事項 (事業の沿革 等)	<p>当省における情報化の推進体制の充実及び強化を図るため、平成15年12月に「法務省情報化推進体制整備要綱」を定め、当省の情報化に関する方針及び政策等を決定する「法務省情報化推進会議」及び当省における情報化に関する事務を統括する「情報化統括責任者（CIO）」を設置するとともに、CIOを補佐するため情報システムについて十分な知識と経験を有する外部専門家を「情報化統括責任者補佐官（CIO補佐官）」として配置し、電子政府構築のための推進支援体制を充実・強化している。</p> <p>また、「IT新改革戦略」等を踏まえ、平成18年度当初から当省におけるPMO活動を本格化するとともに、平成18年9月には、「法務省PMO設置要綱」を定め、省内の情報システムに係る業務について責任を持って統括する「法務省PMO」を整備し、情報化全般を統括する体制を図ったところである。</p>						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	法務省	予算事業名	法務省の施設の整備充実	番号 8	
担当部局名	大臣官房施設課	上位施策 事業名	法務省の施設の整備充実	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	予算係			新規・継続	
事業開始年度		根拠法			
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	矯正施設等の整備は、国家の基本的機能である治安維持を目的としている。			
	対象 (誰・何を対象に)	老朽化が著しい刑務所等の矯正施設、検察庁治安関係機関及び入国管理に係る施設等の法務省の施設を対象としている。			
	事業内容 (手段・手法など)	老朽化が著しく、①高率ないし過剰収容状態及び基本的収容機能が不足している刑務所等刑事施設 ②都市型犯罪の多発により、高率な収容状態にある大都市圏の拘置所 ③適正・迅速な捜査活動や事件処理の確保に加え、裁判員制度等の新たな事業への対応のための検察庁施設 ④不法滞在者の摘発体制を強化するための入国管理施設等の法務省施設について、建替え、模様替え及び修繕の手法により整備する。			
	事業の必要性	経済・社会の発展基盤を支える法秩序の維持と国民の権利の保全並びに良好な治安と災害に強い社会を実現し、国民の安全・安心を確保するために必要である。			
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)		
	事業費	26,459	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費		担当正職員	千円	人
	総計	26,459	臨時職員他	千円	人
事業費	年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	73,816			
	H19(実績)	35,187			
	H20(補正後)	34,826			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	(項) 法務省施設費 26,459,485千円 法務省庁舎等の施設整備等 【算定根拠】 ・刊行物及び見積もり等に基づく				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	法務省の施設の整備充実			番号
						8
担当部局名	大臣官房施設課	上位施策 事業名	法務省の施設の整備充実			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	予算係		法務省の施設の整備充実			新規・継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	法務省の施設の建物面積	m ²	5,039,382	5,080,498	—	
	法務省の施設の要建替面積	m ²	1,104,817	1,152,129	—	
単位当りコスト (事業費/活動指標)						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>成果目標として、老朽化による大規模な震災時における建物の倒壊の恐れといった状況を解消し、国民の安全確保、治安の維持及び円滑な施設運営に寄与するとともに、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を図ることとしている。また、定量的な評価は同事業について難しいところであるが、政策評価において、事業の緊急性、計画の妥当性及び事業の効果（費用対効果）についての評価が、それぞれ基準点を超過しており、新規採択事業としての要件を満たしていると評価されている。</p>					
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>法務省は、全国に1,703庁（建物延べ面積508万m²）という多数の施設を保有し、国土交通省の基準による「要建替建物（耐用年数を経過した建物、著しく狭い建物、施設不備である建物）」が約115万m²となっており、全省庁の官署施設の合計（約94万m²）を上回る要建替面積を保有している。中には、明治及び大正時代に建築された老朽化の著しい施設も含まれており、今後とも引き続き法務省の施設の整備充実を推進していく。</p>					
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)						
特記事項 (事業の沿革 等)	<p>・政策評価において、法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。）は、事業評価方式を採用しており、個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、政策効果や費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ等に照らして妥当か、費用に見合った政策効果が得られるのかなどの観点から評価を行い、新規採択事業としての要件を満たしているものについて事業を実施しており、必要に応じ事後の時点に行った評価を踏まえ検証することとしている。</p>					

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	法務省	予算事業名	法務に関する調査研究及び国際協力の推進		番号 9
担当部局名	法務総合研究所	上位施策 事業名	法務に関する調査研究及び国際協 力の推進	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課経理係			継続	
事業開始年度	昭和34年度	根拠法	法務省組織令		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
	首都圏ビルサービス協同組合，ニュービルメン協同組合等				
事業概要	目的 (何のために)	刑事政策の立案・実施に資する基礎的資料の提供，開発途上国における良い統治の確立，市場経済化への移行及び国際犯罪への対策強化等			
	対象 (誰・何を対象に)	刑事政策全般，アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国等			
	事業内容 (手段・手法など)	犯罪白書の作成，テーマ別研究の実施，日本国内における研修，調査研究，現地セミナーの実施等			
	事業の必要性	治安回復のためには，犯罪の原因，犯罪対策の在り方，刑事施設等における処遇方策など刑事政策に関する総合的な調査研究が必要不可欠である。 アジア・太平洋諸国を中心とする開発途上国における法の支配等による良い統治を確立・普及させることは，その対象国の健全な発展に寄与するだけでなく，国際犯罪への対策強化，投資環境の整備にもつながり，また国益に合致するものであり，我が国の国際社会における地位向上にも資することから必要不可欠である。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	1,273	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	823	担当正職員	822,834 千円	85 人
	総計	2,096	臨時職員他	千円	人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	2,256			
	H19(実績)	2,212			
	H20(補正後)	2,081			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	(項) 法務総合研究所共通費 1,868,764千円 職員の人件費，庁舎維持費等 (項) 法務調査研究費 43,209千円 犯罪白書等の作成・刊行に必要な経費等 (項) 国際協力推進費 183,830千円 国際研修，法整備支援に必要な経費等 計 2,095,803千円 【算定根拠】・ 人件費は，職員の給与法等関係法令及び在職者の級号俵に基づく。 ・ 庁舎維持費や犯罪白書作成経費等は，見積あるいは契約実績に基づく。 ・ 国際研修等に必要な経費は，実績額等に基づく。				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	法務に関する調査研究及び国際協力の推進			番号 9
担当部局名	法務総合研究所	上位施策 事業名	法務に関する調査研究及び国際協力 の推進		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課経理係		継続			
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	犯罪白書作成 テーマ別研究	本 本	1 4	1 4	1 3	
	国際研修本数 国際会議参加回数	本 回	19 1	16 3	17 3	
単位当たりコスト (事業費/活動指標)						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	治安回復のため、その効果的な防止策及び処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供する。 国際連合に協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。					
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	犯罪白書作成 テーマ別研究	本 本	1 4	1 4	1 —	
	国際研修本数 国際会議参加回数	本 回	19 1	16 3	— —	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	法務本省の各局が抱える刑事政策の今日的課題について、各局を横断的に見た幅広い実証的調査・研究を海外事情も視野に入れつつ実施し、それぞれの施策の立案・実施に資する基礎的資料を提供する。 開発途上国からの要請が一層増加する傾向にあること、海外経済協力会議における合意事項等を踏まえ、今後も国際協力・支援を一層推進していく必要がある。					
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	特になし					
特記事項 (事業の沿革 等)	昭和34年の法務総合研究所設立以後、その時代のニーズに合わせた研修、研究及び国際協力を、その都度見直しつつ実施に努めている。					

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	法務省	予算事業名	検察活動の充実		番号 10
担当部局名	刑事局	上位施策 事業名	法秩序の維持・確保	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課・予算係			継続	
事業開始年度	昭和23年度	根拠法	刑事訴訟法、検察庁法等		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）			
	対象 (誰・何を対象に)	刑事事件等			
	事業内容 (手段・手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。） ・検察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。） 			
	事業の必要性	法秩序を維持・確保し、社会正義を実現するためには必要不可欠			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	14,588	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	92,209	担当正職員	92,208,806千円	11735人
総計	106,797	臨時職員他	千円	人	
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	101,682			
	H19(実績)	103,029			
	H20(補正後)	105,264			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	<p>(項) 検察企画調整費26,010千円 検察に関する企画及び調整等</p> <p>(項) 検察官署共通費97,723,019千円 「検察庁法」に基づく最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁所掌の一般事務処理</p> <p>(項) 検察費6,084,859千円 検察庁における直接の検察活動</p> <p>(項) 検察運営費2,962,995千円 検察活動の効率的な運営を図るための</p> <p>1 捜査及び公判事務処理体制の整備</p> <p>2 機動力、通信機器等の整備</p> <p>3 情報の収集及び管理</p> <p>検察庁における刑事事件の捜査・処理等に必要経費を事件数に応じて積算 人件費は、職員の給与法等関係法令及び在職者の級号俸等に基づく</p>				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2						
府省庁名	法務省	予算事業名	検察活動の充実			番号
						10
担当部局名	刑事局	上位施策事業名	法秩序の維持・確保		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課・予算係				継続	
活動実績 (H20については補正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価		単位	H18年度	H19年度	H20年度
	通訳人に対する研修の実施状況		人	52	50	84
	被害者支援員に対する研修の実施状況		人	71	71	125
	広報活動の実施状況		回	12999	17969	—
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	通訳人に対する研修の実施状況		千円	46	47	31
	被害者支援員に対する研修の実施状況		千円	55	47	34
	広報活動の実施状況		千円	—	—	—
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか定量的な評価で示す)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な通訳人の確保のための対策の充実 (捜査に必要とされる知識及び公正・中立な通訳を行うための心構え等が習得され、通訳人としての資質及び能力の一層の向上に役立つものであったと考えられ本施策の有効性が認められる) ・犯罪被害者等に対する施策の充実 (研修後に実施したアンケートにおいて、91.4%の参加者から本研修が役に立つ旨の評価を得ていることから、本研修によって、被害者支援員に必要とされる知識及び技能等が習得され、被害者支援員としての資質及び能力の一層の向上に役立つものであったと考えられ本施策の有効性が認められる) ・検察に関する広報活動を積極的に実施 (平成18年度と比較して、より多くの国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報を行う機会を設けることができたことから本施策は有効であったと考えられる) 					
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価		単位	H18年度	H19年度	H20年度
	通訳人に対する研修の実施状況		人	52	50	84
	被害者支援員に対する研修の実施状況		人	71	71	125
	広報活動の実施状況		回	12999	17969	—
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	いずれの事業も一定の効果が得られているところであり、今後も引き続き継続することとしたい。					
比較参考値 (諸外国での類似事業など)						
特記事項 (事業の沿革等)						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	法務省	予算事業名	刑務所等矯正機能の充実		番号 11
担当部局名	矯正局	上位施策 事業名	法秩序の維持・確保	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課予算係			継続	
事業開始年度		根拠法	刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律等		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の矯正行政を運営し充実させるために必要な経費。			
	対象 (誰・何を対象に)	矯正施設に収容する被収容者及び矯正施設に勤務する職員			
	事業内容 (手段・手法など)	①被収容者の収容を確保し、個々の資質に応じた適切な処遇を実施することにより、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る。 ②研修、訓練等の実施を通じて、職員の職務執行力の向上を図るとともに、矯正施設の保安・警備体制を維持するために必要な警備機器等を整備する。 ③刑事施設における過剰収容による職員の過剰負担を軽減し、また、国の職員の増員幅をできる限り抑制するため、公権力の行使にかかわらない一部の業務について、民間委託及びPFI事業を推進する。			
	事業の必要性	犯罪を犯した被収容者等の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることによって再犯を防止し、国民が安心して暮らせる社会を構築するために必要な事業			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	74,069	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	157,812	担当正職員	157,296,652 千円	22,744 人
	総計	231,881	臨時職員他	514,906 千円	653 人
	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	216,284			
	H19(実績)	223,422			
	H20(補正後)	231,545			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	(項) 矯正企画調整費 58,858千円 (矯正に関する企画及び調整) (項) 矯正官署共通費 160,839,994千円 (職員の人件費、庁舎維持管理経費等) (項) 矯正管理業務費 4,246,801千円 (矯正施設の警備関連機器の整備経費等) (項) 矯正収容費 52,133,544千円 (矯正施設の被収容者の収容に必要な食糧費等) (項) 矯正施設民間開放推進費 14,601,622千円 (矯正施設の民間委託、PFI 刑務所の運営経費) 計 231,880,819千円 【算定根拠】 ・職員の人件費は給与法等の関係法令及び在職者の級号俸等に基づく ・警備関連機器等の整備経費、民間委託費経費は、見積り又は契約実績に基づく ・被収容者の収容関連経費は、受刑者等の被収容者数に基づく				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	刑務所等矯正機能の充実			番号	11
担当部局名	矯正局	上位施策 事業名	法秩序の維持・確保			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課予算係					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	民間委託率の向上（民間委託 ポスト/職員数）	%	4.74	5.94	7.21		
	刑事施設収容人員	人	82,500	84,300	82,500		
	/		/	/	/	/	
単位当りコスト (事業費/活動指標)	/		/	/	/		
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	過剰収容に伴う職員の負担を軽減するため、民間委託率を向上させる。						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	民間委託率の向上（民間委託 ポスト/職員数）	%	4.74	5.94	—		
	/		/	/	/	/	
	/		/	/	/	/	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	平成19年度における評価結果を踏まえ、同20年度も、刑事施設における民間委託を推進・継続するとともに、美祢・喜連川・播磨社会復帰促進センターの3事業における良好な運営を継続する。また、平成20年10月からの運営開始が予定されている島根あさひ社会復帰促進センターについても、先行事業と同等の民間委託を推進しつつ、円滑な運営が確保されるよう努めることとする。						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	民間委託率の向上（民間委託ポスト/職員数）に関する諸外国の比較データはないが、職員1人あたりが受け持つ被収容者数（職員負担率）は、日本4.4人に対し、アメリカ3.0人、ドイツ2.3人、フランス2.1人、イギリス1.6人となっている。						
特記事項 (事業の沿革 等)	刑事施設の過剰収容状況の長期化による収容関係業務の大幅な増加に伴う、職員の精神的・肉体的負担を軽減することを目的とし、平成18年6月30日に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」の「重点事項の取組」に基づき、刑事施設における非権力的業務について民間委託を実施し、円滑な導入を図った。また、PFI事業として運営を行う三つの刑務所について、最大限の民間活用を図ることで国の職員の増員幅を抑制しつつ、円滑な運営を実現した。※ 美祢社会復帰促進センター（H19.4運営開始）、喜連川社会復帰促進センター（H19.10運営開始）、播磨社会復帰促進センター（H19.10運営開始）、島根あさひ社会復帰促進センター（H20.10月運営開始）						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1

府省庁名	法務省	予算事業名	保護観察等の充実	番号	12
担当部局名	保護局	上位施策事業名	法秩序の維持・確保	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課予算係			継続	
事業開始年度		根拠法	更生保護法（平成19年法律第88号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）ほか		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
	更生保護法人更生保護事業振興財団、更生保護法人日本更生保護協会ほか				
事業概要	目的 (何のために)	(保護観察) 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生・再犯防止を図り、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている。 (医療観察) 医療観察対象者の病状の改善及びこれに伴う再他害行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている。			
	対象 (誰・何を対象に)	(保護観察) 犯罪をした者及び非行のある少年（平成21年度においては、特に高齢・障害等の問題を抱える刑務所出所者及び無職者等の再犯防止対策の強化を図ることとしている。） (医療観察) 心神喪失又は心神耗弱の状態で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）をした精神障害者のうち、①不起訴処分となった者②無罪の裁判又は有罪の裁判が確定した者（実際に刑に服する者を除く。）			
	事業内容 (手段・手法など)	(保護観察) 保護観察官による集中的・継続的な指導監督の取組や特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム等の実施、刑務所出所高齢者・障害者等の更生保護施設への受入れ促進と保護観察官による生活環境調整の充実強化、就労機会拡大対策、保護司活動の基盤整備等 (医療観察) 社会復帰調整官による、審判中の生活環境の調査、入院治療中の生活環境の調整、通院治療中の精神保健観察の実施及び実施体制の整備等			
	事業の必要性	保護観察対象者及び医療観察対象者の社会復帰の促進と再犯の減少による安全・安心な社会の実現、より効率的な刑事政策の実現のため必要である。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	12,715	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	10,635	担当正職員	10,615,816 千円	1,557 人
	総計	23,350	臨時職員他	18,779 千円	7 人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	20,223			
	H19(実績)	21,303			
	H20(補正後)	22,441			
平成21年度事業費内訳 (算定根拠)	(項) 更生保護企画調整推進費 285,562千円 保護に関する企画及び調整並びに補助金 (項) 更生保護官署共通費 11,381,231千円 職員の人件費、庁舎維持費等 (項) 更生保護活動費 11,682,887千円 保護観察等、犯罪予防活動の促進及び医療観察に必要な経費 【算定根拠】 ・人件費は職員の給与法等関係法令及び在職者の級号俸に基づく ・補助金は「更生保護事業費補助金交付規則（平成18年法務省令第48号）」に基づく。 ・庁舎維持費等は見積あるいは契約実績に基づく。 ・保護観察等の経費は、事件数の推移等に基づく。				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	保護観察等の充実				番号 12
担当部局名	保護局	上位施策事 業名	法秩序の維持・確保				<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	総務課予算係						継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合		%	48.4	47.6	対前年度増	
	性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合		%	55.6	65.2	対前年度増	
	社会参加活動の活動場所の確保		か所	332	322	前年度の数を維持	
単位当りコスト (事業費/活動指 標)	覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合		千円	—	—	—	
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>「保護観察対象者等の改善更生」については、いずれの施策もおおむね測定指標の目標値を達成しており、その必要性・効率性・有効性が認められることから、今後も引き続き前年度からの比較において有用な結果が得られるよう施策を推進していきたい。「犯罪予防活動の助長」については、実施委員会の未組織地域数は着実に減少しており、主な行事の開催回数は減少したものの参加人数は増加しており、必要性・効率性・有効性のいずれも相応に認められるため、今後、より効果的な運動とするための検討を行い、さらなる改善に取り組みこととしたい。</p> <p>「医療観察対象者の社会復帰」については、平成17年度の制度施行以降、事件数は増加しているが、社会復帰の前段階となる精神保健観察が3年から5年の長期に及び、現段階では終了者がわずかであるため、社会復帰が円滑に行われたについて評価しうるほどの実績がないが、今後も円滑な社会復帰に向けて施策を推進していきたい。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合		%	48.4	47.6	対前年度増	
	性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合		%	55.6	65.2	対前年度増	
	社会参加活動の活動場所の確保		か所	332	322	前年度の数を維持	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>(保護観察) 全犯罪者の約30%を占める再犯者が全体の犯罪の約60%を犯しているなど、再犯者が社会に多大な脅威と被害を与えている現状に堪がみ、社会内処遇の充実強化により再犯の強力な防止を図っていく必要がある。</p> <p>(医療観察) 制度施行以降、事件数が増加しており、特に精神保健観察は長期間に及ぶところ、今後も対象事件が増加する見込みであるため、引き続き施策を着実に実施していく必要がある。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)							
特記事項 (事業の沿革 等)	<p>(保護観察) 我が国の更生保護制度は犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)と執行猶予者保護観察法(昭和29年法律第58号)において保護観察、仮釈放、恩赦、犯罪予防活動など基本的な制度が規定され、50年以上にわたって実施されてきたが、平成16年末以降に相次いだ保護観察対象者等による重大再犯事件の発生と国民の不安の高まりを契機に設置された「更生保護のあり方を考える有識者会議」による更生保護制度改革のための緊急提言(平成18年6月)等を受けて、「更生保護法」が平成19年6月に成立し、平成20年6月から施行された。更生保護法のもと、平成21年度政府予算案においては、刑務所出所高齢・障害者等の更生保護施設への受入れ体制の確保、自立更生促進センターの運営、処遇困難者への専門的・集中的処遇プログラムの実施、幅広い分野での就労機会の拡大策の実施、保護司活動の基盤整備等が新たに計上された。</p> <p>(医療観察) 平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件を契機に、心神喪失等の状態で殺人等の重大な他害行為を行い、不起訴又は無罪等になった者について、国の責任において手厚い専門的な医療を統一的に行い、地域における継続的な医療を確保することにより、同様の他害行為が再発することを防ぎ、社会復帰の促進を図る新たな処遇制度を創設するため「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が平成15年7月に成立し、平成17年7月から施行されているところである。平成21年度政府予算案においては、対象事件数の増加に対応するための実施経費等が新たに計上された。</p>						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1

府省庁名	法務省	予算事業名	登記事務処理の適正迅速化	番号	13
担当部局名	民事局	上位施策事業名	国民の権利保全の充実	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課			継続	
事業開始年度	明治20年	根拠法	特別会計に関する法律，不動産登記法ほか		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
	<ul style="list-style-type: none"> ・競争導入公共サービス登記事項証明書交付等業務委託・・・(財)民事法務協会ほか ・次期登記情報システム開発等に係るプロジェクト統合管理業務委託・・・アクセンチュア(株) ・次期登記情報システムに係る切替え及び運用支援業務委託・・・富士通(株) ・地図情報センター運用オペレーション業務委託・・・NTTデータカスタマサービス(株) ・紙地図移行作業事前作業委託・・・(社)神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会ほか ・地図数値化・インデックスマップ公図座標値変換作業委託・・・国土情報開発(株)ほか 				
事業概要	目的 (何のために)	経済活動に不可欠である国民の財産上の権利を適切に保全するため。			
	対象 (誰・何を対象に)	国民の財産上の権利保全			
	事業内容 (手段・手法など)	国民の財産上の権利を適切に保全するため、登記に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営するための事業			
	事業の必要性	経済活動に不可欠である国民の財産上の権利を適切に保全するため、登記に関する法制度を整備するとともに、円滑な運営を行うことにより、取引の安全と円滑に寄与する必要がある。			
コスト	平成21年度予算額(百万円)		人件費(H21ベース)		
	事業費	87,599	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	85,700	担当正職員	85,409,716千円	8,800人
	総計	173,299	臨時職員他	290,419千円	1,877人
事業費	年度	総額(百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	162,134			
	H19(実績)	160,877			
	H20(補正後)	170,103			
平成21年度事業費内訳(算定根拠)	<p>(項)事務取扱費 162,117,948千円 事務取扱いに必要な人件費及び事務費、並びに「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理費等</p> <p>(項)施設整備費 11,070,768千円 登記所の施設の整備経費</p> <p>(項)国債整理基金 10,000千円 一時借入金の利子の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入経費</p> <p>(項)予備費 100,000千円 予見し難い予算の不足に充てるための予備費</p> <p>計 173,298,716千円</p> <p>【算定根拠】・人件費は、職員の給与法等関係法令及び在職者の号俸等に基づき積算。 ・事務処理費等は、登記事件の事務処理等に必要経費を事件数等に応じて積算。 ・施設整備費は、新営予定庁数及び増築予定庁数等に基づき積算。 ・国債整理基金特別会計へ繰入及び予備費は、過去の使用実績等を考慮して積算。</p>				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	登記事務処理の適正迅速化			番号	13
担当部局名	民事局	上位施 策事業 名	国民の権利保全の充実			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課					継続	
【活動指標名】/年度実績・評価		単位	H18年度	H19年度	H20年度		
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	①全国の登記簿の総不動産筆個数に 対する移行完了筆個数の割合	%	約92%	100%	100%		
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	②全国の登記所数に対するオンライン 申請導入登記所数の割合	%	〔不 動 産〕 約53% 〔商業・法人〕 約52%	〔不 動 産〕 約97% 〔商業・法人〕 約97%	100%		
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	③全国の登記所数に対する地図情報シ ステム導入登記所数の割合	%	約16%	約36%	約60%		
単位あたりコスト (事業費/活動指標)	/						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	〔成果目標①〕平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了する。 〔成果目標②〕平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。 〔成果目標③〕平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。						
【成果指標名】/年度実績・評価		単位	H18年度	H19年度	H20年度		
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	①全国の登記簿の総不動産筆個数に 対する移行完了筆個数の割合	%	約92%	100%	100%		
	②全国の登記所数に対するオンライン 申請導入登記所数の割合	%	〔不 動 産〕 約53% 〔商業・法人〕 約52%	〔不 動 産〕 約97% 〔商業・法人〕 約97%	100%		
	③全国の登記所数に対する地図情報シ ステム導入登記所数の割合	%	約16%	約36%	約60%		
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	〔成果目標①〕平成19年度末時点において、目標を達成することができた。 〔成果目標②〕平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。 〔成果目標③〕平成22年度末までに目標が達成できる見込みである						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)							
特記事項 (事業の沿革 等)	登記特別会計は、平成22年度末をもって、一般会計へ統合される予定である。						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1

府省庁名		法務省		予算事業名	人権擁護活動の充実		番号
							14
担当部局名		人権擁護局		上位施策 事業名	国民の権利保全の充実		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名		総務課予算係					継続
事業開始年度		—		根拠法	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 貸付	<input type="checkbox"/> その他
		上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載					
		(財)人権教育啓発推進センター及び地方公共団体					
事業概要	目的 (何のために)	日本国憲法の理念である「全ての国民が等しく基本的人権の尊重される社会」の実現を図ることを目的としている。					
	対象 (誰・何を対象に)	我が国に在留する全ての者を対象とする。					
	事業内容 (手段・手法など)	人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防のため、人権相談を行い、人権侵害の申告等があった場合に人権侵犯の事実の有無を調査するとともに、事実がある場合には必要な処置を行う。また、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるため、人権をテーマとした講演会やシンポジウム等を開催する等、人権啓発を行う。					
	事業の必要性	国際化、情報化、高齢化、少子化等による我が国社会の急激な変化に伴い、特に最近では、女性、高齢者、障害のある人、外国人、HIV感染者、ハンセン病元患者等に対する差別的取扱いや、夫・パートナー等による女性に対する暴力、児童、高齢者、障害のある人に対する虐待等の人権侵害が後を絶たない状況にあるため、人権侵害の救済や人権啓発等人権擁護活動を積極的に行う必要がある。					
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)				
	事業費	3,665	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	1,817	担当正職員	1,817,137	千円	232	人
	総計	5,482	臨時職員他		千円		人
事業費	年度	総額 (百万円)		実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合			
	H18(実績)	5,689					
	H19(実績)	5,501					
	H20(補正後)	5,489					
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)		(項)法務本省共通費27,663千円 人権擁護に関する企画及び調整 (項)人権擁護推進費2,081,017千円 人権意識の普及高揚に必要な啓発活動実施経費 (項)法務局共通費1,872,383千円 法務局における人権擁護に関する企画及び調整 (項)人権擁護活動費1,501,238千円 人権擁護委員の活動経費及び人権啓発活動・人権侵犯事件等調査経費 【算定根拠】・人件費は職員の給与法等関係法令及び在職者の級号俸に基づく。 ・各共通費は活動実績に基づく。 ・人権擁護推進費は見積あるいは活動実績に基づく。 ・人権擁護活動費は啓発活動実績、人権侵犯事件数等に基づく。					

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	人権擁護活動の充実				番号 14
担当部局名	人権擁護局	上位施策事 業名	国民の権利保全の充実				<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	総務課予算係						継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	人権啓発活動の更なる推進 (人権啓発活動ネットワークの参加市 町村)		市町村 数	1,733	1,814	—	
	子ども等に対する人権侵犯事件の適 正かつ迅速な調査・対応		件	2,879	4,650	—	
	子ども等のための人権相談体制の充 実・強化		件	13,137	23,459	—	
単位当りコスト (事業費/活動指標)	子ども等に対する人権侵犯事件の適 正かつ迅速な調査・対応		千円	11	7	—	
	子ども等のための人権相談体制の充 実・強化		千円	13	7	—	
	人権啓発活動の更なる推進 (人権啓発活動ネットワークの参加市 町村)		千円	441	693	—	
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>・人権啓発活動を総合的、効果的かつ効率的に実施するために国、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が相互に連携協力する「人権啓発活動ネットワーク」について、全市町村に占める参加市町村数を対前年度増とする。</p> <p>・子ども及び障害のある人に対する人権侵害、インターネット上における人権侵害について、人権侵犯事件及び人権相談の件数の対前年増の目標を掲げ、人権侵犯事件の適正かつ迅速な調査及び人権相談体制の充実・強化を図る。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	人権啓発活動の更なる推進 (人権啓発活動ネットワークの参加市 町村)		市町村 数	1,733	1,814	—	
	子ども等に対する人権侵犯事件の適 正かつ迅速な調査・対応		件	2,879	4,650	—	
	子ども等のための人権相談体制の充 実・強化		件	13,137	23,459	—	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	いずれの事業もおおむね成果目標の目標値を達成しており、その必要性、効率性、有効性が認められている。当該事業は、継続して実施している施策であり、効果は発現していることから、引き続き実施していく。						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)							
特記事項 (事業の沿革 等)	<p>日本国憲法の施行に伴い、昭和23年に法務庁が設置された際、国家が自らの手によって、積極的に国民の基本的人権の擁護を図るという世界的思潮を踏まえ、新憲法の基調である基本的人権の尊重を実現するため、法務庁に人権擁護局が設置され、また、基本的人権の擁護伸長を図るためには、民間人の協力の下に官民一体となって活動するのが望ましいとの観点から、昭和23年に人権擁護委員令が、翌24年に人権擁護委員法が制定され、人権擁護委員制度が発足して以来、現在に至るまで、人権擁護局（法務局等の人権擁護担当部署を含む）及び人権擁護委員が法務省の人権擁護機関として、人権の擁護に関する事務を行っている。</p> <p>平成21年度からは、新規に全国一斉高齢者人権相談強化週間及びインターネットによる人権問題対策事業を行う。</p>						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	法務省	予算事業名	訟務遂行に必要な経費		番号 15
担当部局名	大臣官房訟務部門	上位施策 事業名	国の利害に関係のある争訟の統一 的かつ適正な処理	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	訟務企画課予算統計係			継続	
事業開始年度	昭和22年度	根拠法			
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理による国民の期待にこたえる司法制度の実現			
	対象 (誰・何を対象に)	国を当事者とする民事訴訟及び行政訴訟等			
	事業内容 (手段・手法など)	適正迅速な訴訟追行及びこれに関連する各種訟務事務処理			
	事業の必要性	国民の期待にこたえる司法制度の実現のためには、訟務制度の下で訟務事務処理体制を充実させるとともに、国の利害に関係のある争訟を統一かつ適正に処理することが極めて重要であり、必要不可欠である。			
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)		
	事業費	1,938	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	2,710	担当正職員	2,710,040 千円	346 人
	総計	4,648	臨時職員他	千円	人
事業費	年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	4,967			
	H19(実績)	4,642			
	H20(補正後)	4,593			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	(項) 訟務費 1,938,253千円 訟務遂行に必要な経費 (項) 法務局共通費 2,710,040千円 人件費 【算定根拠】・物件費は、事件数、見積あるいは契約実績に基づく ・人件費は、職員の給与法等関係法令及び在職者の級号俸に基づく				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	訟務遂行に必要な経費			番号 15
担当部局名	大臣官房訟務部門	上位施策 事業名	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	訟務企画課予算統計係					継続
活動実績 (H20については補正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	訟務事件新受件数 (申立準備事件)	件	3,599	3,543	3,560	
	(本訴事件)	件	8,421	8,431	8,672	
	(本訴以外の事件)	件	4,374	4,297	4,500	
単位当たりコスト (事業費/活動指標)						
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか定量的な評価で示す)	国を当事者とする民事訴訟及び行政訴訟等に関し、国の利害に関係のある争訟を統一的かつ適正に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与しているところである。					
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	社会情勢や国民の行政に対する多様な期待は年々変化するものであり、今後ともこの推移に即応して国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理に努めてまいりたい。					
比較参考値 (諸外国での類似事業など)						
特記事項 (事業の沿革等)						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	法務省	予算事業名	出入国管理機能の充実	番号 16	
担当部局名	入国管理局	上位施策 事業名	法秩序の維持	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課・予算第二係			継続	
事業開始年度	-	根拠法	出入国管理及び難民認定法		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することにより、日本社会にとって有益である外国人を受け入れ、日本社会にとって好ましくない外国人を排除することを目的とする。			
	対象 (誰・何を対象に)	本邦に入国するすべての人、本邦から出国するすべての人及び本邦に在留する外国人。			
	事業内容 (手段・手法など)	①本邦に上陸する外国人の上陸審査，帰国する日本人の確認，出国する日本人・外国人の確認。 ②本邦に在留する外国人の活動範囲の制限及び資格外活動の許可，在留資格の変更，在留期間の更新の許可等。 ③本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定。			
	事業の必要性	国際間の人の交流を不可欠とする現在の国際社会において，国際協調と国際交流の増進を図る観点から，国際社会秩序の下で認められている主権国家の権利の行使の一類型として公正な出入国管理を実施することを通じ，安全かつ安心な日本社会の健全な発展に寄与するため，本事業を継続することが必要である。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	24,117	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	20,808	担当正職員	20,759,950 千円	3,439 人
	総計	44,925	臨時職員他	48,045 千円	38 人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	37,213			
	H19(実績)	40,653			
	H20(補正後)	43,941			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	(項) 出入国管理企画調整推進費 5,531,647千円 出入国に関する企画・調整等 (項) 地方入国管理官署共通費 22,409,893千円 人件費，維持費等 (項) 出入国管理業務費 16,983,246千円 出入国管理行政実施経費 【算定根拠】 ・人件費は職員の給与法等関係法令及び在職者の級号俸に基づく。 ・機器更新，民間委託経費等は見積あるいは契約実績に基づく。 ・出入国関連経費は，出入国者数・収容者数・退去強制者数等に基づく。				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省	予算 事業名	出入国管理機能の充実				番号 16
担当部局名	入国管理局	上位施策 事業名	法秩序の維持				<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	総務課・予算第二係						継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年	H19年	H20年		
	出入（帰）国者数	人	51,380,493	52,965,394	50,128,166		
	在留審査業務取扱件数	人	1,366,137	1,372,867	-		
	退去強制手続件数	人	56,410	45,502	-		
単位当りコスト (事業費/活動指標)							
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>1 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。 →平成20年末における我が国の不法滞在者数を12.5万人以下とする。</p> <p>2 円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。 →空港での審査に要する最長待ち時間を20分以下とする。</p> <p>3 出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。 →レガシーシステムからオープンシステムへの刷新を行いシステム運用経費の削減を図る。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年	H19年	H20年		
	不法滞在者半減計画	万人	19.5	17.4	-		
	バイオメトリクスの活用により入国をみとめなかった事案	人	-	351	585		
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>国際交流や経済の発展等のために外国人を円滑に受け入れ、同時にテロリストや犯罪者など、我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行っていくという、出入国管理の円滑化と厳格化の双方の方策を、国内外の諸情勢を踏まえつつ、的確に遂行していく必要がある。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)							
特記事項 (事業の沿革 等)							

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	法務省 (公安審査委員会)	予算事業名	団体の規制処分の適正な審査・決定		番号 17
担当部局名	公安審査委員会	上位施策 事業名	団体の規制処分の適正な審査・決 定	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	事務局			継続	
事業開始年度	昭和27年度	根拠法	公安審査委員会設置法		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	公共の安全の確保に寄与するため			
	対象 (誰・何を対象に)	破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する団体			
	事業内容 (手段・手法など)	破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく公安調査庁長官からの団体規制処分請求の審査・決定			
	事業の必要性	我が国において、暴力主義的破壊活動又は無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持している団体に対し、その活動を制限し、又は活動状況を継続的に明らかにするための措置を講ずる等、その予防措置をも含めた規制処分の審査・決定を公正かつ適正に行う国家機関（学識経験者、有識者で構成される独立の行政委員会）が行う事業は、国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保にとって、必要不可欠。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	12	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	56	担当正職員	38,965千円	4人
	総計	68	臨時職員他	17,049千円	10人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	67			
	H19(実績)	66			
	H20(補正後)	67			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	(項) 公安審査委員会68,118千円 職員の人件費, 庁舎維持費, 事務処理経費等 【算定根拠】・人件費は、職員の給与法等関係法令及び在職者の級号俸に基づく ・庁舎維持費等は、見積あるいは契約実績に基づく				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省 (公安審査委員会)	予算 事業名	団体の規制処分の適正な審査・決定			番号 17
担当部局名	公安審査委員会	上位施策 事業名	団体の規制処分の適正な審査・決定			<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	事務局					継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
単位当たりコスト (事業費/活動指標)						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)						
特記事項 (事業の沿革 等)						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	法務省 (公安調査庁)	予算事業名	破壊的団体等の調査	番号 18	
担当部局名	総務部	上位施策 事業名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課予算係			継続	
事業開始年度	昭和27年度	根拠法	破壊活動防止法、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図ることを目的とする。			
	対象 (誰・何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> 団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体（破壊活動防止法） 団体の活動として役職員又は構成員が無差別大量殺人行為を行った団体（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律） 			
	事業内容 (手段・手法など)	公安調査庁では、国際・国内テロ動向調査、北朝鮮・朝鮮総連関連調査及びオウム真理教動向調査を重要調査課題と位置付け、この課題の解明に向けて情報提供者の獲得、破壊的団体等に対する動向監視、各種情報・資料の入手、国内外の関係機関との情報連絡等に取り組んでいる。さらに、上記調査の過程で収集した情報については、分析・評価して破壊的団体の規制に資する情報・資料の証拠化を図るとともに、適時適切に官邸、内閣情報会議、関係機関等へ提供することにより、政府の施策に寄与している。			
	事業の必要性	国際テロ、北朝鮮、オウム真理教問題等が、わが国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において、公安調査庁は、こうした懸案事項の解決に資する確度の高い情報を適時適切に政府・関係機関等に提供し、政府の施策に寄与するとともに、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施するなど、破壊的団体に対して適切な規制措置を講ずることが必要である。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	3,280	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	11,571	担当正職員	11,570,579千円	1,527人
総計	14,851	臨時職員他	千円	人	
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	14,966			
	H19(実績)	14,913			
	H20(補正後)	14,841			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	(項)公安調査庁共通費12,274,210千円 職員の人件費、庁舎維持費等 (項)破壊的団体等調査費2,576,624千円 破壊的団体等の調査に必要な調査用機材購入費等【算定根拠】 ・人件費は、給与法等関係法令及び在職者の級号俸に基づく ・調査用機材購入費等は、見積あるいは契約実績に基づく				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	法務省 (公安調査庁)	予算 事業名	破壊的団体等の調査			番号
						18
担当部局名	総務部	上位施策 事業名	破壊的団体等の規制に関する調査等 を通じた公共の安全の確保を図るた めの業務の実施			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	総務課予算係					継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
単位当たりコスト (事業費/活動指標)						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>公安調査庁では、調査の過程で収集した国際テロや北朝鮮問題等に関する情報を分析・評価して適時適切に政府・関係機関等に提供するとともに、オウム真理教等破壊的団体に対する規制のための調査等を実施しており、我が国の公共の安全の確保の観点からその必要性・有効性が認められる。しかしながら、国際テロ、北朝鮮、オウム真理教問題等が、依然として、わが国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっており、引き続き、情報の収集・分析・評価能力を質・量ともに向上させるとともに、オウム真理教への観察処分を実施するなど、破壊的団体に対する規制のための調査体制を一層充実強化していく必要がある。</p>					
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)						
特記事項 (事業の沿革 等)	<p>○公安調査庁は、1952年（昭和27年）7月21日、破壊活動防止法の施行に伴い、同法に規定する破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求に関する事務を一体的に遂行するために設置された行政機関である。また、1999年（平成11年）12月27日には、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律が施行され、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置に関する事務が付加された。</p>					